

速度取締り指針

令和4年10月
加美警察署

加美警察署の速度取締り重点

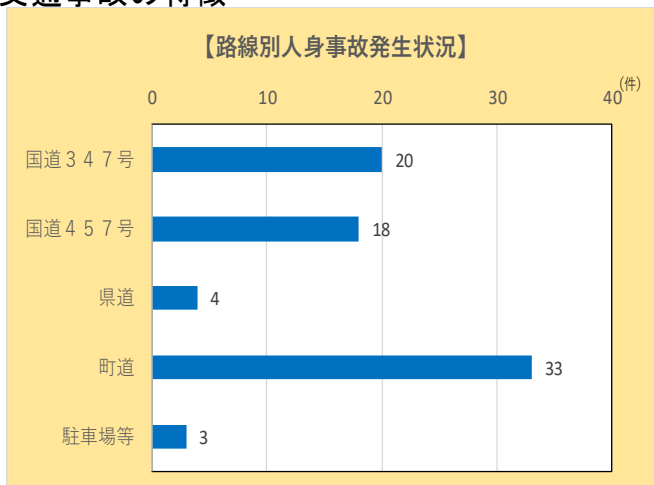
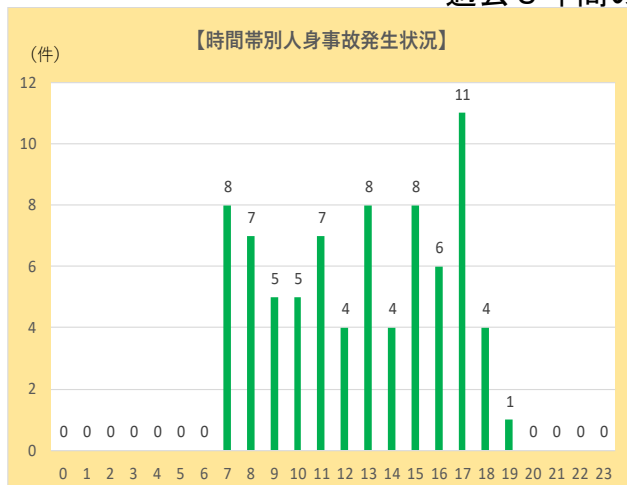
区 域	時間帯	路 線
中新田地区	7 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	地区内町道
小野田地区		国道347号及び県道最上小野田線
王城寺地区	15 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0	国道457号及び地区内町道

ドライバーに緊張感を保持していただくため、交通事故の発生が多い路線を中心に速度取締りを実施します。

★ 上記以外の場所、時間帯等でも取締りを実施します ★

管内における交通事故実態など

過去3年間の交通事故の特徴



- 人身交通事故は、通勤通学時間帯の7時から9時、帰宅時間帯の15時から18時に多発する傾向にあります。
- 単一路線では、主要幹線道路である国道347号、国道457号などで人身交通事故が多発しています。令和3年に国道347号鍋越峠で死亡事故が発生しています。
- 交通事故原因の約7割以上を安全不確認、前方不注視、動静不注視が占めており、事故の多くは緊張感の欠如や漫然運転により発生しています。

速度違反以外の取締りや警戒活動

- 中新田地区の商業施設周辺道路において交差点関連違反の取締りを強化します。
- 交通事故多発路線では、パトカーでの警戒や交通監視活動を強化します。
- 西小野田小学校や鳴瀬小学校付近での取締り要望が寄せられていることから、他の学校を含め、通学児童等が交通事故に遭わないよう、通学路などでの取締りを強化します。